

令和6年度

福岡市西保健所運営協議会

令和6年5月29日

福岡市西保健所



# 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 保健所長あいさつ
- 3 委員自己紹介
- 4 保健所役職者紹介
- 5 議 題
  - (1) 令和5年度 事業報告（暫定）
  - (2) 保健所の再編について
- 6 閉 会

## 目 次

	ページ
1 西保健所運営協議会委員名簿 .....	1
2 西保健所役職者名簿 .....	2
3 西保健所の組織・事務分掌 .....	3
4 令和5年度 事業報告（暫定）【議題1】	
(1) 健康課 .....	4
(2) 衛生課 .....	10
(3) 地域保健福祉課 .....	16
5 保健所の再編について【議題2】 .....	別添
参考1 西区統計 .....	20
参考2 地域保健法、福岡市保健所運営協議会条例 .....	21

## 1. 西保健所運営協議会委員名簿

令和6年5月28日現在、五十音順、敬称略

氏名	団体名（役職名）	備考
今西 小枝子	西区老人クラブ連合会監事	
池田 良子	福岡市議会議員	
おぼた 英達	福岡市議会議員	
勝見 美代	福岡市議会議員	
清成 厚美	西区民生委員児童委員協議会会長	
坂尾 雪恵	福岡県栄養士会福岡支部企画運営委員	
柴戸 純子	西区衛生連合会常任理事	
田中 慎一	福岡市西区歯科医師会会長	
手島 恵美子	西区保育園園長会代表	
中村 義則	西区自治協議会会長会代表	
西川 創二郎	福岡県西警察署生活安全課長	新
波多江 美奈子	福岡市立小学校長会西区校長会代表	
刈野 泰秀	福岡市西区医師会会長	
松尾 裕美	西区男女共同参画をすすめる会書記	
松原 誠	西福岡旅館料飲組合組合長	
眞鍋 順治	西区公民館館長会代表	
三嶋 修一	福岡市食品衛生協会副会長（西支所長）	
牟田口 恵子	福岡県看護協会5地区副支部長	
森 正隆	福岡市立中学校校長会西区校長会代表	新
山村 伸也	福岡市薬剤師会西支部長	

## 2. 西保健所 役職者名簿

令和6年5月1日現在

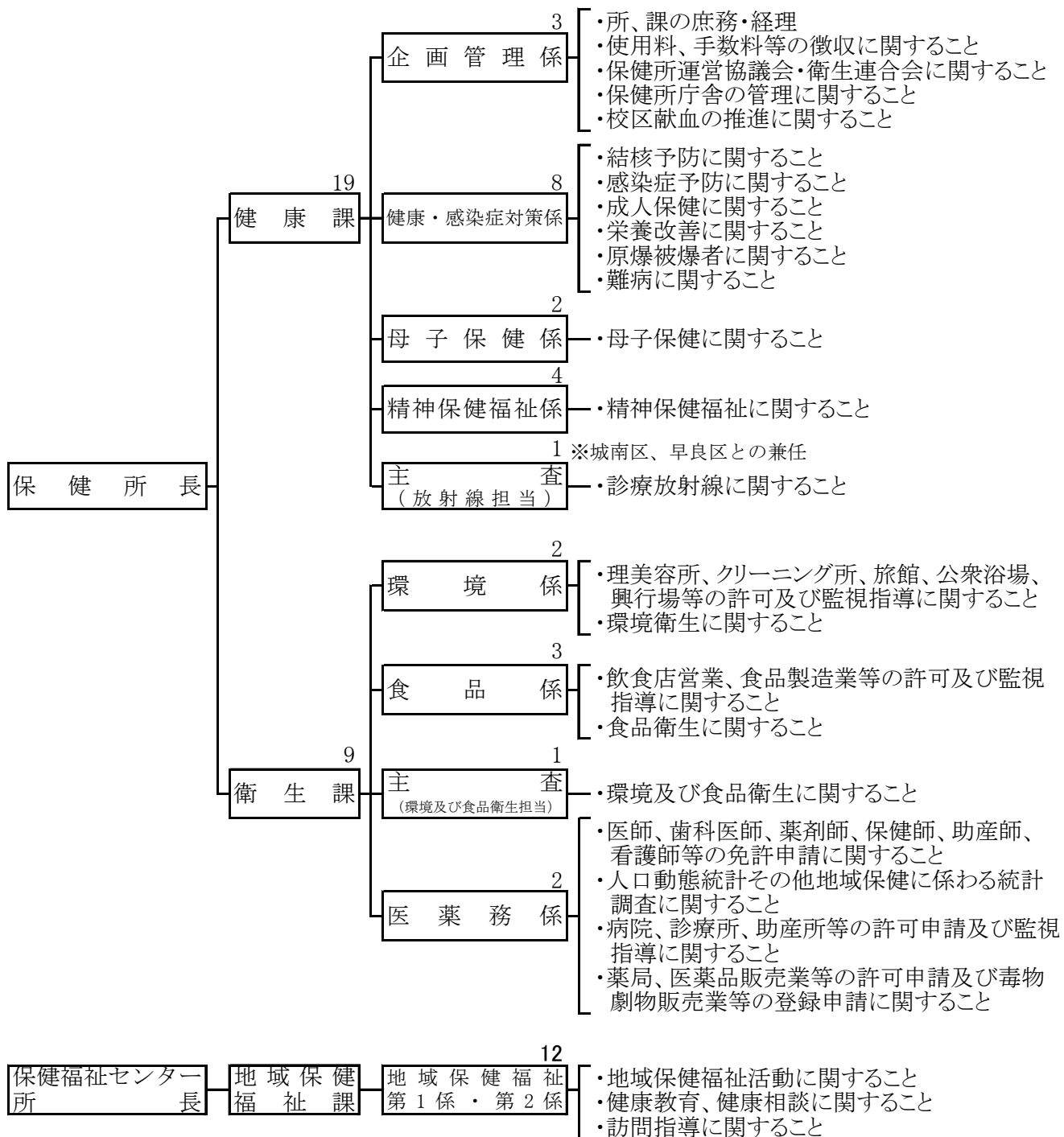
課名	役職名	氏名	備考
西保健所	所長	山本信太郎	(新)
健康課	健康課長	宮尾義浩	(新)
	企画管理係長	福田朱美	(新)
	健康・感染症対策係長	柚木由香	
	母子保健係長	原田和美	(新)
	精神保健福祉係長	森松恵子	
	主査（放射線担当）	西田美季	
衛生課	衛生課長	松尾友香	(新)
	環境係長	内山賢二	
	食品係長	太田陽子	
	主査（環境及び食品衛生担当）	小川貴史	(新)
	医薬務係長	丸山浩幸	

地域保健福祉課	地域保健福祉課長	富田亜由美	(新)
	※ 地域保健福祉第1係長	菅野綾子	
	※ 地域保健福祉第2係長	森稚恵子	

※保健福祉センター所長と共管

### 3. 西保健所の組織・事務分掌

※右上の数字は職員定数



## 4. 令和5年度事業報告(暫定) 【議題1】

### (1) 健康課

#### ① 感染症対策

感染症法に基づく防疫活動、感染症研修会、相談事業や、HIV抗体検査・クラミジア抗体検査・梅毒検査・B型C型肝炎ウイルス検査を実施した。また予防接種法に基づき、予防接種の相談、副反応の調査を実施した。

#### ア 新型コロナウイルス感染症対策

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に分類され、全数報告から定点報告となった。重症化リスクの高い高齢者施設等の施設の感染対策に重点的に取り組んだ。

#### イ 感染症発生状況(新型コロナウイルスを除く)

区分	病名	令和4年度		令和5年度	
		西保健所	福岡市	西保健所	福岡市
一類感染症 (7疾病)	エボラ出血熱・ペストなど	0	0	0	0
二類感染症 (7疾病)	結核	21	231	18	229
三類感染症 (5疾病)	腸管出血性大腸菌感染症	20	124	14	88
四類感染症 (44疾病)	A型肝炎	0	1	0	1
	デング熱	0	9	0	14
	日本紅斑熱	0	3	0	6
	レジオネラ症	2	24	4	23
五類感染症 (48疾病) 全数把握 (24疾病)	後天性免疫不全症候群	1	42	0	40
	梅毒	3	415	3	488
	風しん	0	1	0	0
	麻しん	0	0	0	0
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	9	37	8	33
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	15	1	14
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	3	0	9
	侵襲性肺炎球菌感染症	0	28	1	46
	水痘(入院事例に限る)	0	4	0	8
	破傷風	1	1	1	2
アメーバ赤痢	0	15	1	11	

※結核は年集計

#### ウ HIV抗体検査

区分	西保健所	福岡市
検査数	191	2,880
陽性者数	2	8

西保健所実施日：第1・第3月曜日9:30~11:00



## ② 結核対策

### ア 結核健診

結核患者の早期発見・早期治療のため、結核に関する正しい知識の普及・啓発と健康診断等を実施した。

(単位：人)

区分	対象	令和4年度	令和5年度	
定期健診	65歳以上の市民と、結核の蔓延防止のために特に必要な者	1,344	1,474	
管理検診	結核登録票に登録されている者	3	6	
接触者健診	結核患者との接触者	エックス線検査	32	78
		IGRA検査	51	97
		ツベルクリン反応	0	0

### イ 新登録者数

(単位：人)

区分		0～19歳	20～39	40～59	60～79	80～	合計
令和4年度	結核患者	0	0	1	6	7	14
	LTBI	3	3	3	1	1	11
令和5年度	結核患者	0	2	1	9	5	17
	LTBI	0	0	2	2	3	7

※ LTBI(潜在性結核感染症)とは、結核を発病していないが結核菌に感染している状態を指す。

### ウ DOTS (直接服薬確認療法)

治療の成功と多剤耐性結核の発生防止のため、結核患者への確実な服薬指導を実施した。

令和5年度 (単位：人)

対象者数	訪問	面接	電話
29	18	17	91

## ③ 原爆被爆者・指定難病・肝炎治療費助成等に係る事務

原爆被爆者、肝炎、指定難病治療費助成等の諸申請の窓口としての事務を行った。

(単位：人)

区分	令和4年度	令和5年度
原子爆弾被爆者手帳所持者	282	269
肝炎インターフェロンフリー治療費助成	15	16
核酸アナログ製剤治療費助成	190	182
特定医療費(指定難病)受給者証所持者	新規	280
	総数	1,770

区分	令和4年度		令和5年度	
	実施日	参加人数(人)	実施日	参加人数(人)
難病講演会	5月25日	22	11月13日	8

#### ④ 母子保健

##### ア 乳幼児健診等

(単位：人)

区 分		令和4年度			令和5年度	
乳幼児健診	対 象	受診者(人)	受診率	受診者(人)	受診率	
	4 か 月 児	医療機関委託 1,600	※ 98.2%	集計中 ※		
	1 歳 6 か 月 児	48回	※ 103.3%			
	3 歳 児	48回	98.4%			
幼児精密検査(精神)		296			280	

※ 転入者等により受診者数が対象者数を上回っている。

##### イ 健康教育等

(単位：人)

区 分		令和4年度		令和5年度	
健 康 教 育	マタニティスクール	11回	27	21回	288
	思 春 期 教 室	1回	157	1回	200
	乳幼児健診時保健指導	60回	1,807	60回	集計中
	家 族 計 画 指 導	0回	0	0回	0
乳幼児健全発達支援事業 (つくしんぼ教室)		21回	194	21回	178
訪 問	訪 問 指 導 (妊産婦新生児)	2,642		2,642	

※ マタニティ個別相談を実施

##### ウ 医療等給付

(単位：人)

区 分		令和4年度		令和5年度	
母 子 健 康 手 帳 交 付		1,561		1,516	
医 療 給 付	未 熟 児 養 育 医 療 給 付	26		29	
	身 体 障 害 児 育 成 医 療 給 付	25		15	
	小 児 慢 性 特 定 疾 患	219		223	

## ⑤ 生活習慣病対策

### ア 特定健診・特定保健指導

(単位：人)

区 分		令和4年度		令和5年度	
特定健診	保健所内実施	23回	1,147	23回	1,150
	所外健診	9回	250	11回	570
	医療機関(委託)		5,810		集計中
	サポートセンター等		304		集計中
受診率			26.4%		集計中

### イ がん対策

(単位：人)

区 分			令和4年度		令和5年度	
がん検診	胃がん	集団	34回	862	35回	集計中
		個別		1,944		集計中
	子宮頸がん	集団	34回	1,249	35回	集計中
		個別		3,788		集計中
	乳がん	集団	34回	1,351	35回	集計中
		個別		838		集計中
	大腸がん	集団	34回	2,006	35回	集計中
		個別		2,329		集計中
	前立腺がん	個別		1,698		集計中
	胃がんリスク検査			33回	105	34回
肺がん・結核検診			34回	2,219	35回	集計中
骨粗しょう症検査			23回	934	23回	981

※令和5年度検診受診者数については、令和6年7月に保健医療局地域保健課にて集計するもの。

### ウ 健康づくり

健康づくり月間(10月)と生活習慣病予防月間(2月)に区の健康づくりを推進する事業を実施した。

区 分	令和4年度	令和5年度
健康づくり月間(10月) 生活習慣病予防月間(2月)	パネル展示や啓発グッズの配布等を実施	健康応援ポイントラリー・健康づくりパネル展・生活習慣病予防講演会等を実施

## ⑥ 栄養及び食生活改善・食育等

### ア 栄養相談・栄養指導等

市民の健康の保持増進を図るため、栄養相談や離乳食教室等を実施した。食品の栄養表示については、食品表示法及び健康増進法に基づき、食品関連事業者へ指導・助言を行った。特定給食施設については、巡回指導及び区主催研修会を開催し、助言・支援を行った。

(単位：人)

区 分		令和4年度		令和5年度	
運動普及推進事業		1回	15	2回	38
離乳食教室	保健所実施	24回	210	12回	218
	さいとびあ実施	3回	21	/	
個別栄養相談		62回	39	63回	33
栄養表示に関する相談・指導		相談 6件	指導 0件	相談 5件	指導 1件
健康の保持増進効果に関する 虚偽誇大表示に関する相談・指導		相談 1件	指導 0件	相談 0件	指導 0件
特定給食施設指導	巡回指導	実地指導 8件 電話等 19件		実地指導 30件 電話等 23件	
	研修会回数 延べ施設数	中止		1回	38施設

### イ 食育推進事業

食環境整備の一環として、健康に配慮したメニューやサービスを提供している飲食店の登録事業（健康・食育パートナーズ事業）を推進した。

食育を地域の関係団体と連携して推進するため、地域における食育推進の状況についての情報共有等を目的とする会議を開催した。

(単位：人)

区 分		令和4年度		令和5年度	
健康・食育パートナーズ事業 (登録店舗総数)		20店舗		19店舗	
西区食育推進部会 (食育推進ネットワーク会議)		1回	団体11/区5	1回	団体12/区6

### 【参考】 食生活改善推進員関係

西区では、現在46名（R5.4）の会員の地域活動の支援を行っている。

(単位：人)

区 分		令和4年度		令和5年度	
食生活改善推進員養成教室		8回	40	8回	77
食生活改善推進員研修会		6回	116	6回	141
食生活改善推進活動 (地域住民数/活動推進員 数)	(一財)日本食生活協会委託事業	5回	102/18	4回	63/14
	企業等委託事業	2回	28/5	1回	20/4
	地域食生活改善講習会 (市委託事業)	5回	46/19	7回	104/30
	親と子の料理教室 (市委託事業)	1回	11/2	1回	21/5

## ⑦ 精神保健福祉事業

### ア 精神保健福祉相談等事業

精神科医による定例相談や相談員による常時相談を実施した。また地域における精神障がい者の支援体制の構築や啓発を目的に、各種講座やネットワーク会議を開催した。

《 相 談 》

(単位：人)

区 分		令和4年度			令和5年度		
		来所	電話	合計	来所	電話	合計
定例 相談	心の健康相談(2回/月)	11		11	2		2
	適正飲酒指導	5		5	4		4
常 時 相 談		10,728	8,279	19,007	11,877	8,136	20,013
家 庭 訪 問		68件			59件		
事 例 検 討 会 等		49回		370	39回		240

《 講 座・会 議 等 》

(単位：人)

区 分		令和4年度		令和5年度	
精 神 保 健 家 族 講 座		4回	31	4回	65
う つ 病 予 防 教 室 (ゲートキーパー養成講座含む)		3回	61	2回	21
ネ ッ ト ワ ー ク 会 議		11回	190	15回	275
福岡市障がい者等 地域生活支援協議会 西区部会		6回	97	6回	109

### イ 精神医療対策

精神保健福祉法に基づく通報を受け、措置入院に関する調査・診察立会し、退院後は家庭訪問等で支援を行った。

(単位：人)

区 分	令和4年度	令和5年度
法 に 基 づ く 通 報	30	40
措 置 診 察	13	17
措 置 入 院 数	8	8
医療保護入院者数(年度末現在)	367	集計中

### ウ 精神障がい者の社会復帰・在宅福祉サービス

自立支援医療、精神障害者保健福祉手帳の申請・交付、および障がい福祉サービスの支給決定を行った。

(単位：人)

区 分	令和4年度	令和5年度
自立支援医療受給者証所持者	3,991	4,180
精神障害者保健福祉手帳所持者	2,618	2,889
障がい福祉サービス決定数(延)	2,870	2,925

## (2) 衛生課

### ① 環境衛生

#### ア 監視指導

理・美容所、旅館業等の法令に基づく許可・届出施設や、プール等の衛生管理を必要とする施設について監視指導を行った。

特に多数の人が利用する専用水道施設や特定建築物については、維持管理報告書を徴取・審査し、必要に応じて立入検査を行い適正な管理を指導した。

#### 許可・届出施設数及び監視数

区 分		令和4年度末		令和5年度末	
		施設数	監視件数	施設数	監視件数
許可・届出施設	理容所	97	28	96	29
	美容所	284	116	294	82
	クリーニング所	83	22	83	5
	旅館	21	25	24	16
	興行場	4	0	4	0
	公衆浴場	5	10	5	8
	温泉	4	0	4	2
	専用水道	23	6	24	30
	簡易専用水道	392	37	392	63
	畜舎・家きん舎	16	29	16	7
	特定建築物	63	5	64	5
許可不要	小規模受水槽水道	1,241	29	集計中	31
	遊泳用プール	8	14	8	16
	社会福祉施設等	—	60	—	107
計		2,237	381	集計中	401

#### イ 検査状況

公衆浴場、社会福祉施設及びプール等 164 施設に対して、細菌検査、理化学検査等を行い、検査の結果が不適合であった4件については、それぞれの施設に対し改善を指導した。

#### 検査件数

区 分	令和4年度末		令和5年度末		
	検査施設数	不適合施設	検査施設数	不適合施設	不適合理由
公衆浴場	4	2	4	1	残留塩素：1 ビオバク菌：1
社会福祉施設等	29	4	68	2	残留塩素：2 ビオバク菌：1
遊泳用プール	7	0	8	0	
専用水道	3	1	17	1	残留塩素：1
特定建築物	2	1	3	0	
簡易専用水道	17	0	35	0	
小規模受水槽水道	16	0	19	0	
旅館	15	1	10	0	
計	93	9	164	4	

## ウ 市民相談等

市民からの相談や苦情等があった際は、不安や困りごとを早期に解消できるよう、すみやかに対応した。井戸水や受水槽の水質相談では、パンフレット等を用いて説明したり、残留塩素を測定する検査キット（パックテスト）を配布するなど、飲用水の衛生に関する不安の払拭や水質異常の早期発見に努めた。また、動物や害虫に関する相談があった際には、必要に応じて関係機関に繋ぐなど適切に対応した。

### 相談等件数

令和4年度	令和5年度	主な相談内容
169	169	<ul style="list-style-type: none"> <li>・井戸水や受水槽等の水質について</li> <li>・家庭でのダニやカビの発生について</li> <li>・営業許可等（理美容所、旅館業等）に関することについて</li> </ul>

## ② 食品衛生

### ア 監視指導

令和5年度末における食品衛生法の営業許可施設数及び営業届出施設の計 3,576 施設を対象に、「福岡市食品衛生監視指導計画」に基づき、延べ 1,011 件の監視指導を行った。

営業届出施設では、社会福祉施設、学校等の集団給食施設について監視指導を行った。令和5年度は社会福祉施設等のうち、ノロウイルス（疑い含む）が発生した 49 施設に対して、食品を介した二次感染の防止のため、健康課と連携して施設の立入調査等及び指導を行った。

### 営業許可、営業届出施設数及び監視数

区 分	令和4年度末	令和4年度	令和5年度末	令和5年度
	施設数	監視数	施設数	監視数
食品営業許可施設※1	2,044	960	2,126	836
食品営業届出施設※2	1,373	158	1,450	175
内 給食施設	113	25	115	64
内 製造業・販売業	1,260	133	1,335	111
計	3,417	1,118	3,576	1,011

※1 食品営業許可施設：飲食店営業、菓子製造業、魚介類販売業、食肉販売業等 32 業種

※2 食品営業届出施設：給食施設（社会福祉施設、学校等）、  
営業許可に該当しない製造業、販売業  
（添加物製造・加工業、包装魚介類販売業、包装食肉販売業等）

## イ 食品等の収去検査

製造所、販売店等において、食品表示法・食品衛生法に基づく収去検査(抜き取り検査)を行った(理化学検査:32検体、細菌検査:100検体)。

なお、食品衛生法違反0件、福岡市食品衛生成分規格指導基準不適合は4件であり、販売施設への衛生指導及び製造所を管轄する保健所への情報提供を行った。

### 収去検査結果

区分	4年度	令和5年度							食品分類:件数 (違反等内容)
	検体数	検体数	理化学検査			細菌検査			
			適	不適	要指導	適	不適	要指導	
魚介類	13	17	5	0	0	12	0	0	
魚介類加工品	3	15	3	0	0	14	0	0	
肉卵類・その加工品	20	25	3	0	0	25	0	2	そうざい:2(生菌数超過、大腸菌群陽性)
乳製品	0	1	1	0	0	0	0	0	
アイスクリーム類・氷菓	0	6	0	0	0	6	0	0	
穀類・その加工品	7	11	5	0	0	7	0	0	
野菜果物・その加工品	34	28	7	0	0	23	0	1	そうざい:1(大腸菌群陽性)
菓子類	14	18	6	0	0	12	0	1	生菓子:1(大腸菌群陽性)
酒精飲料	0	1	1	0	0	0	0	0	
かん詰・びん詰食品	4	1	1	0	0	0	0	0	
その他の食品	0	1	0	0	0	1	0	0	
計	95	124	32	0	0	100	0	4	

※適 : 法違反でないもの(要指導を含む)

不適 : 法違反のもの

要指導: 市指導基準及び厚生労働省の衛生規範に逸脱するもの

## ウ 食中毒調査

令和5年(1~12月)の福岡市における食中毒事件の発生は59件(患者数667名)であった。西区の営業施設を原因とするものは3件(患者数3名)であり、患者及び施設調査により当該施設が原因の食中毒と断定し、指導票を交付した。原因物質はアニサキスであった。

### 食中毒発生件数

区分	令和4年	令和5年
全市	39件(60名)	59件(667名)
西区	1件	3件

## エ 市民相談

区民から食品が原因の体調不良や異物混入、表示に関する苦情や相談があった場合には、施設調査や食品検査を行い、その結果を相談者に説明して不安解消等に努めた。

### 苦情相談件数

令和4年度	令和5年度	相談内容
24	46	・飲食店で食事をした後、体調不良になった ・購入した和菓子に黒色異物が混入していた など



### ③ 医務・薬務業務

#### ア 監視指導

医療法や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、医療施設や薬事施設等からの申請等の受理・進達及び許可、医療従事者の免許申請受理・進達、医療施設等への立入検査等を行った。

##### 医療施設数

※あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師

区分	総数	病院	診療所		歯科診療所	施術所※	助産所	
			有床	無床			有施設	出張
4年度	527	21	19	165	103	212	7	有施設 1 出張 6
5年度	537	21	18	169	104	218	7	有施設 1 出張 6

##### 医療施設への立入検査実施数

※あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師

区分	総数	病院	診療所		歯科診療所	施術所※	助産所
			有床	無床			
4年度	113	28	5	30	26	24	0
5年度	127	31	2	54	28	12	0
立入頻度		毎年	3年毎	5年毎	3年毎	—	3~5年毎

##### 薬事施設数

区分	総数	薬局	薬局製造販売 医薬品の製造 販売業・製造業	医薬品 販売業	毒物劇物 販売業	高度管理医療 機器販売業・ 貸与業	管理医療機 器販売業・ 貸与業
4年度	709	108	8	28	35	101	429
5年度	731	109	8	32	36	106	440

##### 薬事施設への立入検査実施数

区分	総数	薬局	薬局製造販売 医薬品の製造 販売業・製造業	医薬品 販売業	毒物劇物 販売業	高度管理医療 機器販売業・ 貸与業	管理医療機 器販売業・ 貸与業
4年度	94	33	2	16	14	27	2
5年度	81	26	0	21	9	20	5
立入頻度		5年毎	5年毎	3年毎	3~6年毎	6年毎	—

#### イ 医療従事者の免許申請等受理件数

区 分	令和4年度	令和5年度
医師・歯科医師・薬剤師	70	61
看護師・准看護師・助産師・保健師	226	207
栄養士・管理栄養士	66	42
理学療法士・作業療法士等	86	65
計	448	375

## ウ 衛生統計調査

### i 人口動態調査

出生、死亡等について、市民課からの報告を精査・集計し、厚生労働省に報告している。

区分	出生票	死亡票	死産票	婚姻票	離婚票
令和4年度	1,562	2,151	18	819	302
令和5年度	1,503	2,179	12	838	301

### ii 国民生活基礎調査

保健・医療・福祉等の国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の基礎資料とするもので毎年実施する。令和5年度は調査地区対象外であった。

## エ 医療安全相談窓口業務

区 分	令和4年度	令和5年度
医療機関の案内	26	29
健康や薬に関する相談・ 医療機関等に対する苦情 ※	106	104

※ 医療機関等に対する苦情の主な内容

- ・医療行為、医療内容に関すること（医療過誤、診断に納得がいかない等）
- ・医療機関従事者の対応（説明不足、態度が横柄、怒鳴られた等）
- ・医療費に関すること（高額な請求を受けた等）
- ・衛生状態に関すること（施設設備、従事者の作業手順など）

## オ 医薬務業務に関連する研修会等

### i 医療安全研修会

医療機関における医療の質の向上と安全の確保を図ることを目的として、令和3年度より市内の病院、診療所等を対象として年1回、7区持ち回りで開催することとなり、令和5年度は東区が担当し研修会動画を福岡チャンネル（YouTube）により配信した。

- ・講演内容 「AMR対策について」
- ・講師 九州大学病院 総合診療科 教授  
グローバル感染症センター センター長 下野 信行 氏
- ・公開期間 令和6年1月31日（水）～ 3月8日（金）

### ii 薬草観察ハイキング（城南区及び早良区との3区合同開催）

薬剤師会と共催で、自生する薬草を観察し、自然に親しむとともに薬草の効能・効果等に関する知識を深め、健康づくりを推進することを目的に実施した。

開催日	令和5年10月15日（日）
実施場所	油山市民の森
参加者（西区）	10組20名

#### ④ 市民啓発事業

##### ア 食の安全安心スクール

食の安全に関する正しい知識を持ち、行政および事業者による食の安全確保の取組みを知り、正しい判断ができる消費者を育成して食の安心につなげることを目的に、福岡女子高校及び中村三陽高校において、

「食の安全安心スクール」を開催し、食品衛生講座、手洗い実習やグループワークを実施した。

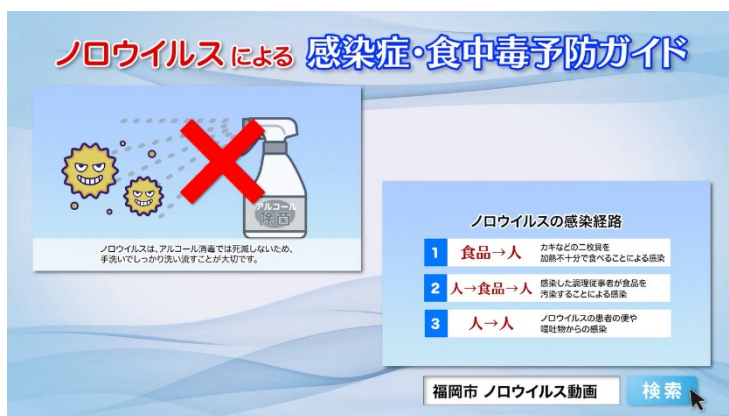
(3回、各34人、33人、39人 計106人)



##### イ 食中毒の予防啓発

福岡市においても、毎年食中毒が多発していることから、食中毒の危険性や予防方法について、市政だよりの紙面、区役所のTVモニター等により啓発を行った。

また、令和5年度は西区の保育施設及び保護者向けのノロウイルス感染症・食中毒予防啓発動画を作成し、YouTube 動画広告、西区ホームページやフェイスブック、市福岡チャンネルなどSNS等を活用して、食に関する正しい情報を発信することにより、食中毒予防の啓発を図った。



##### ウ 区民向け講習会など

飲料水やダニ・カビ、食中毒予防について、出前講座等を実施し、市民啓発に努めた。また、ノロウイルス流行時期に、予防法について市政だよりのリーフレット、区役所のTVモニター等により情報発信した。

##### 区民向け講習会等実績

区分	令和4年度	令和5年度
出前講座など	2回 23人	5回 133人
バザー講習会	1回 100人	1回 100人
マタニティスクール、乳幼児健診等講習会	中止	9回 110人
市政だより掲載	7回掲載	7回掲載

### (3) 地域保健福祉課

#### ① 校区担当保健師による家庭訪問件数 (延数)

支援が必要な家庭に対し、家庭訪問を実施した。

区分		令和4年度	令和5年度
家庭訪問	結核*1	21	33
	成人・高齢者	24	13
	心身障がい児・者	3	4
	母子*2	1,064	1,069
	精神障がい者*3	38	43
	その他	0	0

\*1 初回面接や結核患者服薬支援事業 (DOTS事業)

\*2 妊婦や子育て中の親や子に対する支援

\*3 措置入院者の退院後支援、医療観察法対象者への支援等

#### ② 地域における母子保健事業

育児不安の軽減、子育て家庭の孤立化防止により、子どもの健やかな育成と児童虐待の未然防止を図るため健康教育、健康相談等を行った。

##### ア 区単位の事業

区分	対象者	令和4年度	令和5年度
ほやほやママの子育て教室	生後2~3か月の第1子をもつ母親と子	9回(249人)	10回(320人)
父親向け講座「西区パパニティ」※	妻(パートナー)が妊娠中又は生後6か月までの子がいる父親	2回(88人)	2回(64人)
発達が気になる子と保護者のための子育てサロン「のびのび」	発達が気になる子とその保護者	10回(122人)	10回(130人)

※令和4年度はZOOM配信と対面講座のハイブリッド開催。令和5年度はZOOM配信と対面講座の各1回。

##### イ 校区(公民館・集会所)単位の事業

区分	令和4年度	令和5年度
公民館等子育て講座 子育てサロン・育児サークル	144回(1,375人)	133回(1,261人)
母子巡回健康相談	64回(883人)	68回(1,075人)

### ③ 地域における成人保健事業

生活習慣病やロコモティブシンドローム等についての正しい知識の普及と生活習慣改善を目指してセミナー等を開催した。

#### ア 区単位の事業

区分	令和4年度	令和5年度
生活習慣病予防セミナー	1回 (19人)	1回 (18人)
女性のセミナー	4回 (92人)	6回 (126人)

#### イ 校区（公民館・集会所）単位の事業

区分	令和4年度	令和5年度
健康づくり講座等健康教室	31回 (770人)	57回 (1,576人)
ウォーキング大会	9回 (740人)	6回 (403人)
ウォーキング教室	13回 (271人)	14回 (275人)

### ④ 地域における高齢者保健事業

フレイル予防を主とした高齢者の健康づくりや介護予防のため、保健福祉センターや身近な公民館、集会所等において運動機能向上や認知症予防、口腔、栄養に関する知識の普及啓発を行った。また、高齢者が主体的に介護予防に取り組む場「よかトレ実践ステーション」の創出と活動継続支援を行った。

区分	令和4年度	令和5年度
生き生き講座	182回 (2,880人)	239回 (3,590人)
認知症予防教室	12回 (151人)	
フレイル予防教室		19回 329人
* (委託事業) 介護予防教室	45回 (341人)	45回 (304人)
よかトレ実践ステーション (再掲：施設版)	124団体 (30施設)	133団体 (35施設)

\*よかトレ実践ステーションは年度末登録数

### ⑤ 健康なまちづくり懇談会

校区の各種団体と1年間の保健福祉事業を振り返り、校区の健康課題について協議し、地域と行政の共働による保健福祉活動を推進する目的で開催。

区分	令和4年度	令和5年度
健康なまちづくり懇談会	24校区	24校区(1校区合同)

## 【参考】

### ① 高齢者相談・支援業務

地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか/8か所）及び区において、総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、地域で活動するケアマネジャーの支援や関係者とのネットワークづくり、広報・啓発活動等を実施した。

#### ア 総合相談

高齢者本人、家族、地域住民、関係機関等から、介護保険、保健、福祉、医療等に関する相談を受け、適切なサービスや関係機関等へつなげる支援・助言を行った。

区分	令和4年度	令和5年度
総合相談実件数（延件数）	4,340人（29,250人）	4,544人（30,310人）

#### イ 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）支援

地域包括支援センターと区の連絡会議を毎月開催し、包括的支援業務が円滑かつ効率的に行えるよう支援するとともに、研修会の開催や巡回相談、対応困難事例への同行訪問等を実施し、包括的支援業務の質の向上や、高齢者を支える体制の機能強化を図った。

#### ウ 高齢者の権利擁護に関すること

高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的継続的な視点から、高齢者虐待・困難事例への対応、成年後見制度の活用促進など、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行った。

区分	令和4年度	令和5年度
権利養護の内容を含む延相談件数	2,518人	3,772人

#### エ 関係機関、関係団体への支援

関係機関・団体等との連携のためのネットワークづくりやケアマネジャー支援のための会議・研修会の開催、ケアマネジャーに対する個別支援等を行った。

#### オ 認知症対策

##### 【認知症の人の見守りネットワーク事業】

区分		令和4年度	令和5年度
登録制度利用者		120人	145人
検索システム利用者		4人	4人
捜してメール	登録者	101人	128人
	協力事業者登録（全市計）	1,086事業者	集計中
	協力サポーター登録者（全市計）	7,216人	集計中

##### 【認知症に関する市民への啓発】

認知症についての正しい知識や早期発見・早期対応の必要性、対応のポイントなどについて啓発し、本人や家族を見守り支援する「認知症サポーター養成講座」を開催した。

区分	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成講座 開催回数	19回	20回
(ステップアップ講座)	(3回)	(1回)
(小中学生を対象にした講座)	(6回)	(7回)
認知症サポーター養成講座 参加者数 (サポーター養成数)	843人 (760人)	966人 (937人)

### 【認知症初期集中支援推進事業】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援を行った。

区分	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援者数 (延支援回数)	29人 (125回)	14人 (121回)

## ② 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けられるよう、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援などのサービスが一体的に切れ目なく提供される仕組み「地域包括ケアシステム」の推進に取り組んでいる。

### ア 地域ケア会議

区分	内容	令和4年度	令和5年度
区レベル	区地域包括ケア推進会議 高齢者地域支援会議や圏域連携会議では解決できない地域課題の抽出と取組に関する協議、ネットワークづくりなど	1回	1回
	在宅医療・介護部会	1回	1回
	権利擁護部会	1回	1回
	生活支援・介護予防部会	1回	1回
中学校区レベル	圏域連携会議 地域課題の抽出、対応策検討、関係機関とのネットワーク構築	4回	4回
小学校区レベル	高齢者地域支援会議 地域課題の抽出とその解決策について話し合い、支え合いの仕組みづくりを検討	20回 (12校区)	15回 (10校区)
個別レベル	個別支援会議 事例に応じた多職種による個別の連絡調整とタイムリーな支援	42件	49件
	介護予防型個別支援会議 介護予防の視点で、本人の生活機能、疾患管理の維持・向上を図る	16件	16件

## 【参考1】西区統計

校区別人口・世帯数・高齢者率・出生数

区 分	人 口	世帯数	高齢者率	出生数
			65歳以上	
	人	世帯	%	人
福岡市	1,549,847	829,085	22.6	12,549
西区	204,297	98,452	24.7	1,605
愛 岩	12,609	6,464	23.3	71
愛 岩 浜	6,240	2,692	29.3	21
壱 岐	15,606	6,947	30.1	102
壱 岐 東	3,114	1,780	44.3	10
壱 岐 南	10,251	4,679	36.7	58
石 丸	10,935	5,147	29.0	79
今 宿	14,454	6,541	23.1	153
今 津	3,148	1,510	38.0	20
内 浜	15,830	8,274	18.9	140
小 呂	157	68	34.4	0
金 武	6,254	2,317	19.9	27
北 崎	2,053	939	43.8	8
玄 界	324	194	58.6	0
玄 洋	10,977	5,041	21.1	88
西 都	6,503	2,654	11.4	152
西 都 北	5,188	2,697	13.6	—
下 山 門	9,346	4,553	22.7	79
城 原	7,491	3,664	32.4	50
周 船 寺	11,154	5,404	23.7	71
西 陵	4,876	2,595	41.8	23
能 古	619	343	46.8	2
福 重	7,632	3,937	30.9	44
姪 浜	16,352	8,003	15.1	228
姪 北	11,183	6,303	19.6	90
元 岡	12,001	5,706	21.6	89

※人口・世帯数・高齢者率・・・令和6年3月末現在(住民基本台帳人口<日本人>)

※出 生 数・・・・・・・令和4年1月1日～12月31日の出生数(地域保健福祉課)



## 【参考2】地域保健法・福岡市保健所運営協議会条例

### ○地域保健法

#### 〔運営協議会〕

第十一条 第五条第一項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

### ○福岡市保健所運営協議会条例（昭和30年3月25日条例第23号）

#### （設置）

第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条の規定に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、保健所に保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

#### （協議会の名称）

第2条 協議会の名称は、その置かれた保健所の名称による。

#### （委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、任期中であっても委員を解任することができる。

#### （組織）

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

#### （運営）

第5条 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### （会議）

第6条 協議会は、会長が招集する。

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### （庶務）

第8条 協議会の庶務は、その置かれた保健所において行う。

#### （その他）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。